

特定商取引法が改正されました！ 「送り付け商法」では到着後直ちに処分等が可能に

消費者被害の防止と回復の促進を図るために「特定商取引法」が改正されました。（6月16日に公布）改正の内容は、大まかには以下の3点ですが、特に、送り付け商法に関する対策は、すでに7月6日に施行されていますので、そのことについて詳しく説明します。



1 「送り付け商法」対策 [7月6日から施行済み]

○ 商品は直ちに処分可能に。

注文や契約をしていないにもかかわらず、一方的に送り付けられた商品は、直ちに処分することができるようになりました。

（これまでは、14日間保管後に処分が可能でした。）

○ 事業者から金銭を請求されても支払不要。

一方的に送り付けられても金銭を支払う義務はありません。商品を開封したり処分したりしても支払いは不要です。

○ 誤って金銭を支払っても返還請求可能。

支払い義務があると誤解して金銭を支払ってしまった場合、その金銭について返還請求することができます。

処分する前に、送り状の送付者名や連絡先のほか、開封した荷物を写真撮影して残しておきましょう。

2 通販の「詐欺的な定期購入商法」対策

○ 定期購入でないと誤認させる表示の禁止と違反した場合の罰則化。

○ 上記の表示によって申し込みをした場合に、申し込みの取り消しが可能に。 **公布から1年以内に施行**

3 消費者利益の擁護増進のための規定の整備

○ 消費者からのクーリング・オフの通知について、電磁的方法（メール等での送付）で行うことが可能になります。

○ 事業者が交付する契約書面等について、消費者の承諾を得て、電磁的方法で行うことが可能になります。 **公布から2年以内に施行**



国民生活センターでは

訪日窓口専用ホームページを開設しました！

国民生活センター「訪日観光客消費者ホットライン」では、これまで、7か国語で電話による相談を受けていました。この度、**訪日窓口専用ホームページ**、及び**多言語チャットボット**を開設しました。

下に示したURLにアクセスするか、QRコードを読み込んでいただくと、ホームページに入っていきます。自動でブラウザの設定言語に応じた言語表示のページが開く仕組みになっています。

訪日観光客消費者ホットライン 03-5449-0906

訪日窓口専用ホームページ

及び 多言語チャットボット <https://www.cht.kokusen.go.jp/>



対応言語	日本語	英語	中国語 (簡体字)	中国語 (繁体字)	韓国語	タイ語	ベトナム語	フランス語
専用ホームページ								
電話窓口情報	○	○	○	○	○	○	○	○
消費者トラブルFAQ、 お役立ち情報など	○	○	○	○	—	—	—	—
多言語チャットボット (専用ホームページ内)	○	○	○	○	—	—	—	—

「消費生活出前講座」について

講師が地域へ出向いて、悪質商法や契約トラブルに関する相談事例の紹介、トラブルへの対処法など、消費生活に関する知識を分かりやすくお伝えします。**費用は無料**ですので、ぜひご利用ください。

※お申込みはホームページから依頼書をFAXするか、まずお電話でお問い合わせを。



8月・9月の無料法律相談会

8月10日(火) 13:30~15:30

9月 7日(火) 13:30~15:30

業者との契約トラブルや借金問題などについて、弁護士による専門的なアドバイスが**無料**で受け取ることができます。秘密は守られますので安心してお申込みください。

【場 所】 最上総合支庁

【時 間】 お一人様30分となります

※ご希望の方は、事前にお電話でご予約を。

最上消費生活センター TEL 0233-29-1370
FAX 0233-23-2605

〒996-0002 新庄市金沢字大道上 2034 (最上総合支庁1階)

《受付時間》月曜日~金曜日 午前9時~午後5時

ホームページは「最上消費生活センター情報」で



消費者ホットライン**188**で、最寄りの消費生活センターにつながります。